

# 子どもと携帯インターネット

豊福 晋平 ● 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター准教授・主任研究員

## 子どもの携帯利用をめぐる賛否両論～禁止宣言の自治体も 学校持ち込み禁止は実態とズレ、重要さ増す情報モラル教育

「ケータイ小説」「プロフ」「ホームペ」、あるいは「リアル」(リアルタイムブログ)など、中高生を中心としたケータイ文化が盛んだ。彼らにとってのケータイは、もはや日常生活と切り離せないものになっている。しかしながら、青少年への携帯電話の急速な普及は、同時に多くの課題を生んでいくことから、これを社会問題として法規制しようとする動きと、この動きに対する賛否両論が激しく交わされた1年であった。

### 携帯電話利用の実態調査

中高生が携帯電話を用いる際の問題点としては、出会い系サイトや家出掲示板を通じた生命・性的被害、掲示板・学校裏サイトによる精神的被害、不当請求、架空請求等の金銭面での被害、使い過ぎによる疲労、生活の乱れ等が指摘されている<sup>(\*)1)</sup>。

2009年5月に公表された文部科学省「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」<sup>(\*)2)</sup>では、「携帯電話をよく使う子どもは生活面への影響もみられる」「携帯電話利用に関して家庭のルールがある場合、子どもは利用マナーを身につけている割合が多い」「保護者が認識している子どものインターネット利用経験と、実際の利用経験との間にはギャップがある」といった結果が得られた。

2009年1月に発表された文部科学省「学校における携帯電話等の取扱い等に関する調査」<sup>(\*)3)</sup>では、学校への携帯電話持ち込みを原則禁止している学校は、小学校約94%、中学校約99%、高等学校約20%であった。一方、P-NESTリサーチによる女子中高生の「学校へのケータイ持ち込み原則禁止化」に対する意識調査では、女子中高生の5割以上が持ち込み禁止に反対しており、女子中学生の8割近くが持ち込みを禁止されているにもかかわらず、高い割合で学校への持ち込みを行っている(資料6-3-4)。

### 自治体による対応

自治体では石川県野々市町や福岡県芦屋町<sup>(\*)4)</sup>のように、小中学生の携帯所持禁止を宣言するケースがみられ

る。大阪府<sup>(\*)5)</sup>は、橋下徹知事の強いリーダーシップのもと、2008年5月に「携帯・ネット上のいじめ等課題対策検討会議」を設置、12月には、6つの課題と学校への持ち込み・使用禁止、家族とのルール作り、効果的指導等を柱とした7つの提言がまとめられた。

### 法規制の動き

青少年の携帯電話所持・利用に関する法規制の検討は2007年頃から本格化した。フィルタリングというセンシティブな課題を扱うがゆえに、多くの団体から疑問や反対意見が表明されてきた。青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)<sup>(\*)6)</sup>は2008年6月に成立し、2009年4月から施行された。同法は、(1)青少年にインターネットを適切に活用する能力を習得させる、(2)フィルタリングの普及促進等で青少年の有害情報の閲覧機会を最小化する、(3)民間関係者の自主的・主体的な取組を政府が支援することを基本に、インターネット関係事業者が義務などを課し、サイト管理者、保護者の責務を定めたものである。

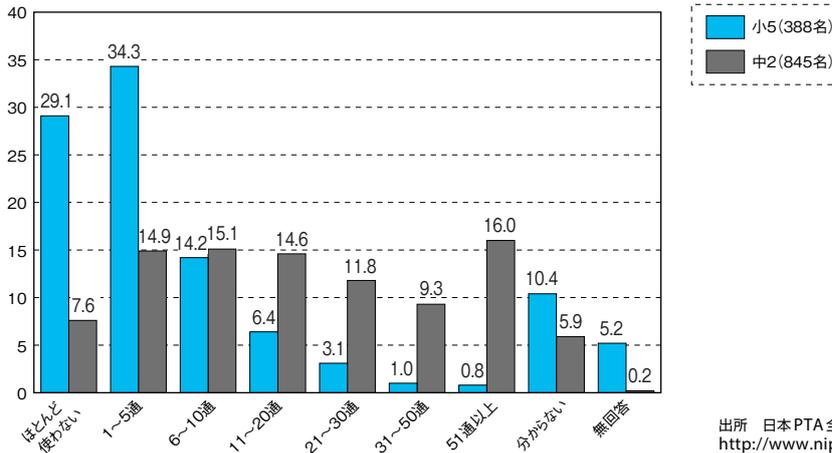
また、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)一部改正が、2008年12月に施行された。

### 情報モラル・啓発教材

法規制に対しては反対の立場を表明しているMIAU(インターネットユーザー協会)は、(1)フィルタリング、(2)ペアレンタルコントロール、(3)情報リテラシー教育の重要性を主張しており、2008年9月には教材読本を公開している<sup>(\*)7)</sup>。学校現場でも、情報モラルを軸とした教育機会を設けることが課題とされているが、コンピュータ教育開発センターの「ネット社会の歩き方」<sup>(\*)8)</sup>、2006年以降全国の小学校6年生を対象に配布されているリーフレット「ちょっと待って、ケータイ」<sup>(\*)9)</sup>のような取り組みのほか、NTTドコモ「ケータイ安全教室」<sup>(\*)10)</sup>など、通信事業者による啓発活動も盛んに展開されている。

## 1日のメール受信数は小5は1～5通、中2は51通以上が最多

資料6-3-3 1日当たりのメール総受信数

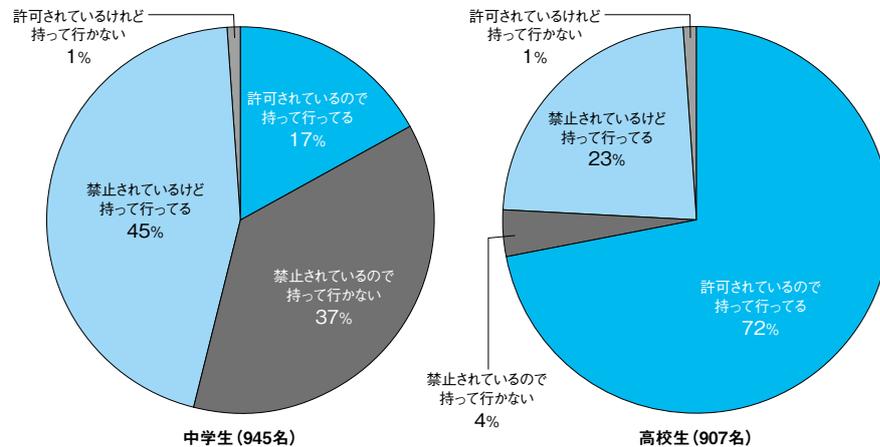


児童生徒の携帯電話、PHSの利用状況をたずねたもの。小学5年生は1～5通が34.3%で最も多く、送受信数が多くなるほど割合が減少するのに対し、中学2年生は51通以上が16.0%で最も多いが、比較的どのカテゴリーにも同程度の回答が散らばっている。したがって、年齢が上がるにつれて、利用の個人差も大きくなるのがわかる。

出所 日本PTA全国協議会「子どもとメディアに関する意識調査」2009年3月  
<http://www.nippon-pta.or.jp/material/pdf/20mediahoukoku.pdf>

## 学校へ携帯電話を持ち込む割合は女子中学生62%、女子高生95%

資料6-3-4 ケータイの学校への持ち込み状況



携帯電話の持ち込み禁止は中学校の方が厳しく、女子中学生で82%、女子高生で27%にのぼっている。これは文部科学省の調査結果とほぼ同じ傾向と言える。ただし、実際に学校へ携帯電話を持ち込む割合は女子中学生で62%、女子高生で95%になっており、学校側の禁止や規制には、あまり積極的な効果がないことをうかがわせる結果となっている。

出所 株式会社ビーネスト「女子中学生の「学校へのケータイ持ち込み原則禁止化」に対する意識調査」2008年12月  
<http://www.p-nest.com/research/rst.php?seq=719>

- (※1) Yahoo! Japan「セキュリティ特集2009春 保護者のためのインターネットセキュリティガイド」  
<http://special.security.yahoo.co.jp/guide/index.html>
- (※2) 文部科学省「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」の結果について  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/21/05/1266484.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/05/1266484.htm)
- (※3) 文部科学省「学校における携帯電話等の取扱い等に関する調査」の結果について  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/21/01/1234723.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/01/1234723.htm)
- (※4) 福岡県遠賀郡芦屋町「こども、脱ケータイ宣言」  
[http://www.town.ashiya.fukuoka.jp/hp/page\\_000002500/hpg000002427.htm](http://www.town.ashiya.fukuoka.jp/hp/page_000002500/hpg000002427.htm)
- (※5) 大阪府教育委員会事務局市町村教育室児童生徒支援課「携帯

- ネット上のいじめ等課題対策」  
[http://www.pref.osaka.jp/kyoisityoson/jidoshien/index\\_0.html#k1](http://www.pref.osaka.jp/kyoisityoson/jidoshien/index_0.html#k1)
- (※6) 内閣府共生社会政策統括官「青少年育成」  
<http://www.8.cao.go.jp/youth/youth-harm/index.html>
- (※7) MIAU インターネットユーザー協会「リテラシ読本」  
<http://miau.jp/20081015/MIAU1.1.pdf>
- (※8) コンピュータ教育開発センター「ネット社会の歩き方」  
<http://www.cec.or.jp/net-walk/>
- (※9) 文部科学省、インターネット協会「ちょっと待って、ケータイ」  
<http://www.iajapan.org/kids/>
- (※10) NTTドコモ「ケータイ安全教室」  
<http://www.nttdocomo.co.jp/corporate/csr/social/educational/safety/index.html>



## [インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ [iwp-info@impress.co.jp](mailto:iwp-info@impress.co.jp)